

特定健康診査の受診について

南丹市国民健康保険以外の医療保険に加入されている被扶養者の方でも、医療保険者が発行する「平成31年度特定健康診査受診券」があれば、市が実施するがん検診(集団検診)と特定健康診査が受診できます。

●**申込方法** 医療保険者が発行する「平成31年度特定健康診査受診券」と保険証を持参の上、保健医療課でお申し込みください。

※集団健診当日の混乱を防ぐため、受信希望日の2週間前までに必ずお申し込みください。

●注意事項

- ①「特定健康診査受診券」の送付時期は、各医療保険者や職場によって異なりますので、ご加入の医療保険者にご確認ください。
- ②特定健康診査の自己負担金は、医療保険者によって異なります。
- ③医療保険者によっては、南丹市集団健診での受診ができない場合があります。ご加入の医療保険者に事前にご確認ください。

☎保健医療課

☎(0771)68-0016

福祉タクシー等利用券使用期限は3月31日です

現在、障がいのある方を対象に交付している平成30年度南丹市福祉タクシー等利用券は、使用期限が3月31日までとなっています。4月1日以降は、利用券を使用することはできません。使用期限内に使用せず返還された場合でも、現金との引換えはしませんのでご注意ください。

南丹市福祉タクシー等利用券で支払いのできる事業者一覧は、市ホームページをご覧ください。社会福祉課または各支所へお問い合わせください。

☎社会福祉課 ☎(0771)68-0007

☎各支所 ☎八木(0771)68-0022

日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

平成31年度福祉タクシー等利用券の申請について

障がいのある外出困難な在宅の方を対象に、福祉タクシーなどの利用券を交付します。

利用券は、タクシー料金、バス(デマンドバスを含む)運賃や自家用車のガソリン代に使用することができます。

●対象者

手帳(障がい)の種類	等級	交付枚数・所得要件
じん臓機能障害	1・3級	2万円分/年 (50円券を400枚) ※5月以降の申請は、申請月から1月あたり32枚分 ※所得制限なし
視覚障害、下肢、体幹、移動機能障害	1・2級	1万円分/年 (50円券を200枚) ※5月以降の申請は、申請月から1月あたり16枚分 ※世帯全員の市町村民税額(所得割)の合計が、23万5千円未満の場合に限る。
心臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能障害	1級	
療育手帳	A	
精神障害者保健福祉手帳	1級	

●**申込方法** 3月1日(金)以降、社会福祉課および各支所で受け付けます。手帳と印鑑を持参の上、申請してください。(発行は4月以降となります。)

☎社会福祉課 ☎(0771)68-0007

☎各支所 ☎八木(0771)68-0022

日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041